



上下水道

水道の使用開始・中止は必ず届け出を

- ・転入や転居などで新たに水道を使用される場合は、事前に届け出が必要で
す。また、改築や新築などの工事をされる場合も臨時栓としての届け出が必要です。なお、届け出がない場合、罰則が適用されることがあります。
- ・転出などで水道を使用されない場合は、料金の精算が必要となりますので、必ず閉栓の届け出をしてください。
- ・インターネットでも使用開始や中止

の手続きができます。市ウェブサイト内の水道事業のページにある申し込み画面に、必要事項を入力し送信してください。水道お客様センターで申し込み内容を確認後、手続きをします。

- ・閉栓中であっても、定期的に検針を実施しています。メーター以降の水道管などの維持管理は利用者に帰属することから、閉栓中の漏水などについては、自己負担となりますのでご注意ください。
- ・検針は2カ月に一度お伺いしていますが、メーターボックスの上に障害物などを置かないようお願いします。

問い合わせ 水道お客様センター
〔☎(20)6400〕



相談

発達相談

こども未来室では、臨床心理士による児童の発達相談を実施していますのでご利用ください。

(要予約、電話相談可)

とき 毎週月～金曜日、午前9時～午後5時15分(祝日は除く)



内容 18歳未満の児童の発達相談や保護者に対する助言

問い合わせ こども未来室(内線206、207)

今月の相談		気軽にご相談ください。相談は全て無料です。		
	日 程	時 間	場 所	予 約・その他
法律相談	毎週水曜日 第1・3水曜日	午後1時～4時	市役所1階市民相談室 金剛連絡所	要予約(内線182)、定員6人(第4水曜日は12人)、 祝日を除く、1人年1回
市民相談	月～金曜日	午前9時～午後5時30分	市役所1階市民相談室	電話相談も可(内線182、185)、祝日を除く
行政相談	17(木)	午後1時～4時	市役所1階市民相談室	
司法書士相談	15(火)	午後1時～4時	市役所1階市民相談室	要予約(内線182)、定員6人、1人年1回
人権なんでも相談	25(金)	午後1時～4時	市役所1階市民相談室	電話相談も可(内線187)、人権擁護委員による相談
女性の悩み相談	10(木) 18(金)	午前10時30分～午後0時30分 午後1時30分～4時30分	すばるホール3階 男女共同参画センター	定員4人 要予約(市役所内線474)、女性カウンセラー 定員5人 による相談 ※10(木)は午後3時30分まで
女性のための電話相談	4(金)、11(金)、15(火)、 22(火)、4/1(金)	午前10時～午後2時		〔☎(23)0567〕、問い合わせ(市役所内線474)、 女性の相談員による相談
人権相談	月～金曜日	午前9時～午後5時	市人権協議会 (人権文化センター内)	事前予約も可〔☎(24)3700〕、電話相談も可、 祝日を除く
生活相談	月～金曜日	午前9時～午後5時		
保育士による育児相談	第2・4月曜日	午後1時～3時	レインボーホール(市民会館)2階	要予約〔☎(26)1233〕、定員3組、祝日を除く
ひとり親家庭相談	月～金曜日	午前9時～午後5時30分	こども未来室	要予約、電話相談も可(内線206)、祝日を除く
児童家庭相談	月～金曜日	午前9時～午後5時30分	こども未来室	電話相談も可(内線206～208)、祝日を除く
発達相談	月～金曜日	午前9時～午後5時15分	こども未来室	要予約、電話相談も可(内線206、207)、祝日を除く
子育て相談	月～土曜日	午前9時～午後5時	児童館	電話相談も可〔☎(25)0666〕、祝日を除く
健康相談	14(月)、28(月)	午前9時～午後5時30分	保健センター	要予約〔☎(28)5520〕、生活習慣病や栄養・禁煙などについての相談
福祉なんでも相談	月～金曜日	午前9時～午後5時30分	総合福祉会館、かがりの郷	コミュニティソーシャルワーカーによる福祉に関する あらゆる相談、祝日を除く
市民公益活動相談	月～金曜日	午前9時～午後5時	市民公益活動支援センター	要予約〔☎(26)7887〕、祝日を除く ※ただし、事 前予約により土・日曜日、祝日、夜間の相談も可
農業相談	8(火)	午後1時～4時	市役所4階農業委員会	事前予約も可(内線444)
商工相談	月～金曜日	午前9時～午後5時15分	商工会館2階	経営指導員などによる相談〔☎(25)1101〕、祝日を除く
商工法律相談	8(火)	午後2時～4時	商工会館2階	要予約〔☎(25)1101〕
日本政策金融公庫相談	9(水)	午後1時30分～3時30分	商工会館2階	要予約〔☎(25)1101〕
税理士による税務相談	11(金)	午後2時～4時	商工会館2階	要予約〔☎(25)1101〕
消費者相談	月～金曜日	午前9時～正午 午後1時～4時	市役所1階市民相談室	電話相談も可(内線186)、専門相談員による相談、 祝日を除く、消費者ホットライン〔☎188〕
就労支援相談	月～金曜日	午前9時～午後5時	市就労支援センター(人権文化センター内)	就労支援コーディネーターによる雇用・就労についての相談、 祝日を除く、問い合わせ 市人権協議会〔☎(24)3700〕
お出かけ就労支援相談	22(火)	午後1時～4時	市役所4階A会議室	
若者の就労相談	16(水)	午後1時～4時	市役所1階市民相談室	要予約、南河内若者サポートステーション〔☎(26)9441〕
労働相談	10(木)	午後2時～5時	市役所1階市民相談室	電話相談も可(内線187)、社会保険労務士による相談
障がい者就業・生活相談	22(火)	午後2時～5時	市役所1階市民相談室	電話相談も可(内線199) 専門相談員による相談(就職のあっせんはしません)
住宅関連法律相談	18(金)	午後1時～4時	市役所1階市民相談室	要予約(内線436、437)、定員6人



募集

防衛省自衛官募集(幹部候補生)

応募資格 日本国籍を有する22歳以上26歳未満の人など ※詳しくはお問い合わせください。

受付期間 3月1日(火)～5月6日(金)まで

1次試験日 5月14日(土) (飛行要員は14日(土)、15日(日)の2日間)

問い合わせ 自衛隊富田林地域事務所
☎(24)3799)



教育

市奨学金の申請を

経済的理由で、高等学校や高等専門学校、高校卒業資格が取れる専修学校などへの修学が困難な人に、奨学金を給付します。

対象者 本市在住で28年度に高校などに在学の人(生活保護世帯を除く)

給付額 年額4万円、入学支度金(新1年生のみ)は1万円加算

給付時期 前期分は8月、後期分は29年2月の2回 **募集人員** 約100人

申し込み 教育指導室、金剛連絡所、または市立中学校で配布する申請書に必要事項を記入し、3月1日(火)～4月8日(金)までに同室(内線363、364)へ ※現在給付を受けている人も、改めて申請が必要です(郵送不可)。



講座・催し

認知症介護家族の交流会

とき 3月23日(火)、午後1時30分～3時
ところ 金剛公民館

内容 認知症ケア上級専門士による講話「介護保険以外のサービス」、大阪大学特任教授を交えた交流会

対象者 市内在住の認知症の人を介護されている人 **定員** 20人 **参加費** 無料

申し込み 3月17日(木)までに高齢介護課(内線196)へ(申し込み多数の場合抽選) ※認知症の人もぜひ一緒に参加してください。

食育講座～自然のエネルギーで育つ農産物を子どもたちへ～

とき 3月19日(土)、午前11時～午後1時

ところ きらめきファクトリー2階

内容・講師 「自然のエネルギーで育つ農産物を子どもたちへ」=久野 陽子さん(富田林自然農法根っ子の会会員)、「自然のエネルギーを大切にす農業に取り組む」=高橋 博美さん(富田林自然農法根っ子の会理事長)

定員 20人 **参加費** 無料

申し込み 3月13日(日)(必着)までに、往復はがきに住所、氏名(ふりがな)、年齢、性別、電話番号を記入し、☎584-0056嬉449 富田林自然農法根っ子の会事務局【☎090(5664)3388】へ(申し込み多数の場合抽選、電話申し込み不可)

府手話通訳者養成講座

手話を必要とする聴覚障がい者のコミュニケーション手段を確保するため、手話通訳活動をする「手話通訳者」を養成する同講座を開催します。

とき 5月18日(火)～29年3月8日(火)、午後2時30分～4時30分

※詳しい日程はお問い合わせください。

ところ 河内長野市立市民交流センター(河内長野市昭栄町7の1)

対象者 府内在住・在勤で、手話で聴覚障がい者と日常会話ができる人

※府の手話通訳者としてすでに登録されている人および手話通訳士としてすでに活動されている人は受講できません。

定員 30人

受講料 無料(教材費実費)

申し込み 障がい福祉課(内線193)に備え付けの申込書に必要事項を記入し、4月1日(金)(必着)までに☎540-8570 府民お問い合わせセンター「手話通訳者養成講座」係【☎06(6910)8001】へ郵送(府ホームページ【<http://www.pref.osaka.lg.jp/>】からも申し込みできます)

※同講座を受講するためには、4月27日(火)、午後2時30分～4時30分に実施する判定試験に合格する必要があります。

分譲マンションセミナー

分譲マンションにお住まいの人を対象に同セミナーを開催します。日頃お悩みになっているマンションの維持や管理について一緒に考えてみませんか。

とき 3月27日(日)、午後1時30分～4時30分(午後1時～受け付け)

ところ 市消防本部4階講堂

※車でお越しの場合は、市役所第二駐車場をご利用ください。ただし、駐車場には限りがありますので、できるだけ公共交通機関をご利用ください。

定員 100人 **参加費** 無料

※申し込みは、3月18日(金)までです。申し込み方法など詳しくはお問い合わせいただくか、府住宅供給公社マンション建替・相談グループのホームページ【<http://www.pref.osaka.lg.jp/jumachi/manadvhp/seminar.html>】をご覧ください。

問い合わせ 同グループ【☎06(7669)0012】

セミナー

「地域が作る地域公共交通」

近年、電車・バスをはじめとする公共交通機関の利用者減少による、路線の減便や廃線などにより、高齢者や障がい者などの移動困難者が増加しています。セミナーでは、移動困難者の現状や必要な移送支援について学ぶとともに、地域にとって望ましい公共交通を地域がつくる取り組みについて紹介します。

とき 3月25日(金)、午後6時30分～8時

ところ 市消防本部4階講堂

※車でお越しの場合は、市役所第二駐車場をご利用ください。ただし、駐車場には限りがありますので、できるだけ公共交通機関をご利用ください。

内容 大藤 武彦さん(㈱交通システム研究所代表)、柳原 崇男さん(近畿大学講師)による基調講演、質疑応答

対象者 市内在住の人、福祉関係者、交通事業者、町会(自治会)、NPO法人など

定員 50人(当日、直接会場へ)

参加費 無料

問い合わせ 道路交通課(内線416)

各施設の電話番号は31ページをご覧ください

固定資産税の『縦覧帳簿の縦覧』 と『課税台帳の閲覧』を実施

縦覧帳簿の縦覧

縦覧帳簿の納税者本人の土地・家屋の評価額と市内の他の土地・家屋の評価額を比較できます。

記載内容

◇土地価格等縦覧帳簿＝所在、地番、地目、地積、価格、市街化区域・市街化調整区域の別

◇家屋価格等縦覧帳簿＝所在、家屋番号、種類、構造、床面積、価格、建築年
縦覧できる人

◇土地価格等縦覧帳簿＝市内に土地を所有している納税者

◇家屋価格等縦覧帳簿＝市内に家屋を所有している納税者

※いずれも納税管理人、納税者の同居親族、委任状を持っている代理人でも可。

期間 4月1日(金)～5月31日(火)まで
(土・日曜日、祝日は除く)の午前9時～午後5時30分

課税台帳の閲覧

所有者は固定資産課税台帳を閲覧できます。また、借地人・借家人なども賃借権などの目的となる土地・家屋について記載された部分を閲覧できます。

閲覧できる人

◇納税義務者

◇納税管理人、納税者の同居親族、委任状を持っている代理人

◇借地人、借家人など(ただし、権利関係と有償であることを示す書類が必要です)

期間 4月1日(金)～29年3月31日(金)まで
(土・日曜日、祝日は除く)の午前9時～午後5時30分

縦覧・閲覧に必要な書類など

・本人確認ができる書類(納税通知書や運転免許証など)

・納税管理人や納税者の同居親族は閲覧できますが、代理人が来られる場合は委任状が必要

・法人名義の物件については、委任状または申請書に代表印の押印が必要

縦覧・閲覧場所

課税課(内線113～116)

原付・軽自動車などの廃車、 名義変更の手続きを忘れていませんか

軽自動車税は、4月1日現在の所有者に課税されます。廃車や譲渡などを行っているにもかかわらず手続きが済んでいない人は、3月末日までに次の窓口で手続きをしてください。手続きをされない場合、いつまでも軽自動車税が課税されます。

解体したり、盗難にあたりして、ナンバープレートや証明書などが無い場合も窓口へご相談ください。なお、業者に手続きを依頼された場合は、3月末日までに手続きが済んでいるかどうか確認してください。

◇原動機付自転車(～125CC)・小型特殊自動車

ところ 課税課(内線110)、または金剛連絡所〔☎(29)1401〕

持ち物 ナンバープレート、印鑑、申告済証(販売証明書)

◇125CCを超える2輪車

ところ 大阪運輸支局和泉自動車検査登録事務所(和泉市上代町官有地)〔☎050(5540)2060〕

※持ち物など、詳しくはお問い合わせください。

◇軽自動車(3輪・4輪)

ところ 軽自動車検査協会大阪主管事務所和泉支所(堺市西区山田二丁目190の3)〔☎050(3816)1842〕

※持ち物など、詳しくはお問い合わせください。



福祉

深刻な血液不足です 献血にご協力をお願いします

とき 3月13日(日)、午前10時～午後4時

ところ エコール・

□ゼ

対象者 18～69歳で

体重が50kg以上の人

※その他詳しい条件

などはお問い合わせください。

問い合わせ 市献血推進協議会(総合福祉会館内)〔☎(25)8261〕



国民年金

学生納付特例は毎年申請が必要で

国民年金保険料を納めることが困難な学生は、本人の前年所得が118万円以下の場合、申請し承認されると保険料の納付が猶予されます。

27年度に申請をして承認を受けた人も、改めて申請が必要です。

ただし、28年度分は4月から受け付け開始となります。

●学生納付特例の承認を受けた期間は①承認期間中の障がいや死亡といった不慮の事態には、受給資格があれば障がい基礎年金や遺族基礎年金が支給されます。

②年金の受給資格期間には算入されませんが、高齢基礎年金の年金額には反映されません。

③承認を受けた期間の保険料は、10年以内であれば後払い(追納)できます。

※2年を過ぎて後払いする場合は、当時の保険料に経過した期間に応じて、一定の額が加算されます。

対象者 大学(大学院)、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校(修業年限1年以上である課程)、一部の海外大学の日本分校などに在学する学生(夜間、通信制課程も可)

手続き 年金手帳、印鑑、学生証など学生であることを証明できるものを持って保険年金課(内線153、154)へ
※27年度の学生納付特例の承認を受けた人で、日本年金機構が在学予定年月を把握できた人には、3月下旬に学生納付特例申請はがきが送付されます。引き続き同じ学校に在学中の場合は、必要事項を記入の上返送し、承認されると4月～29年3月についても納付が猶予されます。

問い合わせ 天王寺年金事務所〔☎06(6772)7531〕





介護保険

保険料の納め忘れはありますか

国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料は事業の運営に欠かすことのできない大切な財源です。必ず期限内に納付してください。期限内に納付されない場合は、財産の差し押さえなどの対応を取ることがあります。

なお、国民健康保険料を滞納している世帯は、有効期限の短い保険証の交付対象になり、滞納の状況によっては、通常の被保険者証の代わりに、医療機関の窓口でいったん医療費全額を支払う「資格証」の交付対象となります。

介護保険料を滞納していると、保険給付が制限されることがあります。

後期高齢者医療保険料を滞納していると、有効期限の短い保険証の交付対象になります。

※今月は27年度分国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料の最終納付月です。

問い合わせ 国民健康保険料については保険年金課（内線152、156）、介護保険料については高齢介護課（内線175、176）、後期高齢者医療保険料については福祉医療課（内線158、159）

保険料の納付は便利な口座振替で

普通徴収対象者の国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料は、市から送付する納付書によって保険料取扱金融機関、コンビニエンスストア（後期高齢者医療保険料を除く）または市役所で納めていただくことになっています。

保険料のお支払いは、納期限ごとに自動的に指定の預（貯）金口座から引き落としされる口座振替が便利で確実です。普通徴収の対象者で口座振替を希望される人は、納入通知書と通帳の印鑑、預（貯）金通帳を持参し、保険料取扱金融機関、または国民健康保険料については保険年金課、介護保険料については高齢介護課、後期高齢者医

療保険料については福祉医療課で手続きをしてください。

また、引き落としを希望する口座のキャッシュカード（暗証番号の入力が必要）を市役所に持参いただくだけで、簡単に金融機関への口座振替の手続きができるペイジー口座振替受付サービスの取り扱いもしています。対応している金融機関は次のとおりです。

●ペイジー口座振替受付サービス対応金融機関

りそな銀行、三菱東京UFJ銀行、三井住友銀行、近畿大阪銀行、池田泉州銀行、関西アーバン銀行、成協信用組合、ゆうちょ銀行（郵便局）

詳しくはお問い合わせください。

問い合わせ 保険年金課（内線152、156）、高齢介護課（内線175、176）、福祉医療課（内線158、159）



税

市・府民税の申告は3月15日までに！

市・府民税の申告をしなければならない人は、今年1月1日現在本市に居住し、昨年中に所得のあった人です（給与所得だけで特別徴収されている人や、所得税の確定申告をした人は必要ありません）。

ところ 市役所地下902・903会議室
受付時間 午前9時～午後5時30分
※申告されていない場合、次のようなことに影響が出ますので、申告にご協力ください。

○市・府民税証明書の交付ができないことがあります。

○公的年金にかかる所得のみの人などで、年金保険者への扶養親族等申告書の提出がなかった場合、または確定申告書などの提出がなかった場合において、控除される情報が得られないために、扶養・配偶者控除などの適用が可能でも、控除が適用されないことがあります。

○後期高齢者医療保険制度などの保険料の軽減措置の適用を受けられないことがあります。

問い合わせ 課税課（内線111、112）

納付は便利な口座振替で

市税で口座振替ができるのは、固定資産税・都市計画税、市・府民税（普通徴収のみ）、軽自動車税です。口座振替は期別ごとの納付だけでなく、全期前納も利用できます。

また、各税金の納期限に自動的に引き落としされるため、金融機関などに行く必要はなく、納め忘れもありませんので、ぜひご利用ください（全期前納の場合は、第1期の納期限）。



申し込み

●ペイジー口座振替サービスでの申し込み

引き落としを希望する口座のキャッシュカード（暗証番号の入力が必要）を納税課に持参いただくだけで、簡単に金融機関への口座振替の手続きができます。

※対応している金融機関など詳しくは、お問い合わせください。

●取扱金融機関の窓口での申し込み

納税通知書と通帳の印鑑を持参の上、口座振替依頼書（市内の金融機関に備え付け）に必要事項を記入し、市税取扱金融機関へ。

※市外の金融機関などで申し込む場合は、お問い合わせください。

申込期限（28年度）

	期別	28年度納期限	ペイジー口座振替サービスの申込期限	取扱金融機関への口座振替の申込期限
固定資産税・都市計画税	第1期	5月31日	5月13日	4月15日
	第2期	8月1日	7月15日	6月15日
	第3期	9月30日	9月15日	8月15日
	第4期	1月4日	12月15日	11月15日
	全期前納	5月31日	5月13日	4月15日
市・府民税（普通徴収）	第1期	6月30日	6月15日	5月13日
	第2期	8月31日	8月15日	7月15日
	第3期	10月31日	10月14日	9月15日
	第4期	1月31日	1月13日	12月15日
	全期前納	6月30日	6月15日	5月13日
軽自動車税	第1期	5月31日	5月13日	4月15日
	軽自動車税については、同一名義で登録されている全台数の引き落としになります			

問い合わせ 納税課（内線122）